

全社民発第148号
令和3年8月6日

厚生労働大臣 田村 憲久様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤

長期化するコロナ禍に対応する公的給付等や相談支援の強化の緊急要望

社会福祉協議会（以下、「社協」）では「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等の特例貸付」（以下、「特例貸付」）を、感染の不安が増すなかで感染防止策を講じながら、迅速な資金交付を最優先するとの国の強い方針のもと約1年4ヶ月にわたり実施し、コロナ禍における困窮者支援に最大限努めてきました。

特例貸付は250万件・1兆円を超える未曾有の件数・金額に達しました。その背景にはコロナ禍の長期化により、失業や所得減少、自殺者の増加、DV・虐待の増加など、地域生活課題の顕在化・深刻化があります。自立相談支援機関の相談件数は昨年度の3倍を超えその対応は限界に達しています。現行の社会保障、社会福祉制度では、緊急時の困窮者支援機能が不十分であることが明らかです。

コロナ禍による困窮者への生活支援にあたっては、今後の大規模災害等の非常時も見据えた対応が必要です。公的な給付や就労、住居確保の支援制度の創設・拡充と、これにきめ細やかな相談支援を組み合わせ、実効性のある長期生活再建支援が実施できる体制を、早急に強化することが不可欠です。

コロナ禍での困窮者支援の最前線を担ってきた社協として、下記の事項を緊急要望します。

また、特例貸付の借受人の早期の自立を支援するために、特例貸付の償還免除の取扱いを速やかに通知してください。

記

1. 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の支給対象拡大、支給額増額、受付期間延長及び、生活保護の弾力運用の徹底など、貸付によらない困窮者への支援を拡充してください。
2. 社協が地域の相談支援における最後の拠点として役割を果たせるよう、地方交付税の算定等において常勤正規職員の増員を図ってください。
3. 今後10年以上にわたる特例貸付の事務、借受人への対応を適切に実施するため、都道府県・市區町村社協が必要とする事務費財源を確保してください。
4. 特例貸付などコロナ禍による困窮者支援制度を検証したうえで、非常時の所得保障制度を創設してください。

長期化するコロナ禍に対応する公的給付等と相談支援の強化の緊急要望

【説明】

1. 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の支給対象拡大、支給額増額、受付期間延長及び、生活保護の弾力運用など、貸付によらない困窮者への支援を拡充してください。

- ・ 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の支給対象は限定的で、かつ月6万～10万円・3か月以内の給付額では生活を維持するには不十分との声が支援現場から強く上がっています。
- ・ 貸付の債務は、今後の自立に向けた障害になりかねないため、公的な給付による所得減少の補填に切り替えつつ、生活の立て直しに向けたきめ細やかな相談支援を併せて実施することが必要です。
- ・ 必要とする人すべてに支援が届くよう、支給対象を見直すとともに、支給額の増額(月額の増額、支給期間の延長)と受付期間の延長をしてください。
- ・ 厚生労働省が示している、一時的に収入減少した人に対する生活保護の適用や弾力的な運用、求職者支援の弾力化や住宅関連施策など既存施策の活用を、実効性が上がるよう運用改善してください。

2. 社協が地域の相談支援における最後の拠点として役割を果たせるよう、地方交付税の算定等において常勤正規職員の増員を図ってください。

- ・ 政府が、コロナ禍の生活困窮者支援として、特例貸付を生活費の緊急支援に位置付けたことを受け、社協では、迅速な資金交付を最優先する国の方針にできる限り対応してきました。
- ・ コロナ禍では、他地域の社協職員の応援を求めることができず、大半の社協では、自社協の職員を総動員し申込の初期対応をしました。特に、複雑な、また厳しい相談等には臨時に増員した派遣職員や非常勤職員による対応はできず、貸付期間延長や運用変更で膨大な問合せ、苦情等への対応のために、大半の常勤正規職員が動員され、窓口業務等において疲弊し、本来業務に支障を生じました。また、ひとり一人の職員にかかる負担は極めて大きく強いストレスで、心身に不調を抱えて退職した職員もいます。
- ・ 生活困窮者の相談には、精神障害やひきこもり状態にある人、ひとり親家庭、外国籍の住民など、複合化・複雑化したニーズのある方々からの相談が増大しています。こうした相談に対応できる経験や知識を有する常勤正規職員の配置は4割相当と不十分です。
- ・ そもそも、生活福祉資金の本来の目的は、「資金の貸付と相談支援」を両輪で行うことにより安定的な生活を送れるよう低所得者等を支援し、その世帯の自立促進を図ることであり、社協はその専門性を積み上げてきました。当初は資金交付のみをしてきた特例貸付の借受人の方々にも、今後、自立に向けた相談支援を行うことが重要です。
- ・ 多様な地域生活課題に関わる相談支援に対応できる技量は短期間で習得できるものではなく、平常時から研修と実務経験を重ねる必要があります。コロナ禍による困窮者の自立相談支援、さらには、今後の感染の急拡大、全国的な大規模災害などの緊急事

態への備えとして、社協には専門性の高い常勤正規職員の増員配置が必要です。

- ・また、地域の社会福祉法人・福祉専門職による相談支援をネットワーク化するためにコーディネートを行う役割を果たすことは、社協の役割であり、その場合にも、常勤正規職員が必要です。
- ・については、市区町村社協等に専門職としてソーシャルワークを担う常勤正規職員を配置するため、地方交付税の積算における福祉活動専門員設置事業費（市町村分）並びに福祉活動指導員設置事業費（都道府県分）の増額、生活福祉資金に関する補助額の増額と国庫補助率の増等により財源を確保し、自治体から適切に交付されるようにしてください。

3. 今後10年以上にわたる特例貸付の事務、借受人への対応を適切に実施するため、都道府県・市区町村社協が必要とする事務費財源を確保してください。

- ・都道府県社協においては、受付期間延長による借入相談への対応とともに、今後10年以上にわたる借受人への適切な相談支援と債権管理を行っていくことになります。借受人等への切れ目のない支援を継続的かつ適切に行うためには常勤職員の増員配置が不可欠です。
- ・また、市区町村社協においては、生活福祉資金担当職員の9割以上が他の事業を兼務するきわめて脆弱な現状にあるため、市区町村社協にも専任の常勤職員の増員配置が必要です。
- ・また、償還期間中の膨大な書類管理、定期的に発行する書類の発送作業や問い合わせへの対応を含む業務を行うために、派遣職員の確保や執務スペースの確保、一部事務の外部委託が必要であり、多額の経費が必要となることが見込まれます。
- ・事務費に該当する財源も含めて原資の補助をされているところですが、期間延長に伴う貸付件数・金額の増加に伴い、事務量は当初の想定を大きく超えています。都道府県・市区町村社協が必要とする事務費を充分に確保し、適宜貸付事務費として使用できるよう財源を確保し、交付してください。

4. 特例貸付などコロナ禍による困窮者支援制度を検証したうえで、非常時の所得保障制度を創設してください。

- ・特例貸付の貸付が膨大な件数になった背景のひとつは、昨年3月当初、休業や離職した方への公的な給付金等の準備が整っておらず、コロナにより所得減少となった方が、特例貸付の申請に殺到したことあります。
- ・今回の特例貸付では、緊急小口資金と総合支援資金を合わせると最大200万円という多額の債務を負うこととなり、10年以上にわたる償還が大きな負担になり、借受人の方々の自立支援として適切ではないとの疑問の声も上がっています。
- ・特例貸付などコロナ禍に対応した支援制度の効果や課題を、国の責任において検証し、その結果に基づいて、今後の非常時に備え、大規模災害等により所得減となった方等の生活崩壊を防止し早期再建につなげるため、すみやかに幅広く生活費等を給付する非常時の所得保障制度を創設してください。